



2024年6月26日

各位

会社名 ヤマイチ・ユニハイムエステート株式会社  
代表者名 代表取締役社長 山田 茂  
(コード番号:2984 東証スタンダード市場)  
問合せ先 専務取締役 経営企画本部長 山田 裕之  
(TEL. 06-6204-0123)

### 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬としての新株式発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 発行の概要

(1) 払込期日又は割当日	2024年7月26日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 37,000株
(3) 発行価額	1株につき882円
(4) 発行総額	32,634,000円
(5) 割当予定先	取締役（※） 5名 28,900株 監査等委員である取締役 3名 3,000株 執行役員 3名 5,100株 （※）監査等委員である取締役を除き、社外取締役を含む。

（注1）本新株発行のうち、取締役に対する発行は、取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式を発行する方法により行い、執行役員に対する発行は当社から支給する金銭報酬債権を現物出資させて当社の普通株式を発行する方法により行います。前者の発行価額は本新株発行に係る当社普通株式の公正な評価単価、後者の発行価額は会社法上の払込金額であり、いずれも2024年6月25日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である882円です。

（注2）発行価額の総額は、本新株発行に係る当社普通株式の公正な評価額の総額及び会社法上の払込金額の総額です。

#### 2. 発行の目的及び理由

当社は、2023年5月29日開催の取締役会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、2023年6月28日開催の第34回定時株主総会において、①本制度に基づき、取締役に対し譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給し、又は報酬等として譲渡制限付株式を付与することとし、その譲渡制限期間は、当該株式の交付日から当該取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間とすること、②譲渡制限付株式の付与は、取締役の報酬等として金銭の払込み等を要せず当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法、又は、取締役に対して支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引換えに当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法のいずれかにて行うこと、③本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）につき年間40,000株以内（うち社外取締役分は年間3,000株以内）、当社の監査等委員である取締役につき年間3,000株以内とし、その金額は既存の金銭報酬枠とは別枠で、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）につき年額40百万円以内（うち社外取締役分は年額3百万円以内）、当社の監査等委員である取締役につき年額3百万円以内とすること等につきご承認をいただいております。

また、当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の執行役員にも譲渡制限付株式を付与することといたしました。

今般、当社は、監査等委員である取締役の協議を経たうえで、本日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除き、社外取締役を含む。）5名、監査等委員である取締役3名及び執行役員3名（以下、あわせて「対象者」といいます。）に対し、本制度の目的、各対象者の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、取締役については、取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せず、また、執行役員については、当社から支給された金銭報酬債権合計4,498,200円を現物出資させて、譲渡制限付株式として、当社の普通株式37,000株を発行することを決議いたしました。

#### <譲渡制限付株式割当契約の概要>

本新株発行に伴い、当社と対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

##### （1）譲渡制限期間

対象者は、2024年7月26日（払込期日又は割当日）から当社又は当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。以下同じ。）、執行役員、監査役又は従業員のいずれも退任又は退職（ただし、退任又は退職と同時にかかる地位のいずれかに就任又は再任する場合を除く。以下同じ。）する日（当該日より、本割当株式の交付日の属する事業年度経過後3月を超えた直後の時点（2025年7月1日の到来直後の時点）が遅い場合には、その時点）までの間、本割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

##### （2）譲渡制限の解除条件

対象者が、払込期日又は割当日の直前の当社定時株主総会の日から翌年に開催される当社定時株主総会の日までの期間（以下「本役務提供期間」という。）の間、継続して、当社又は当社子会

社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象者が本役務提供期間において、当社の取締役会が正当と認める理由により当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員のいずれも退任又は退職した場合、当該退任又は退職日の翌日において、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から当該退任日を含む月までの月数を12で除した数に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。また、対象者が、本役務提供期間経過後、本割当株式の払込期日又は割当日の属する事業年度経過後3月を超えた直後の時点までに、死亡その他当社が正当と認める理由により当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員のいずれの地位も退任又は退職した場合は、当該退任又は退職日の翌日をもって、対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から組織再編等承認日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行のうち、執行役員に対する発行は、割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2024年6月25日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である882円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象者である執行役員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上